

平成28年度

第2回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成28年9月5日（月） 午後1時30分～午後3時

会 場 佐久市役所南棟 3階 大会議室

出席委員 12名

公益を代表する委員 2名

保険医等を代表する委員 4名

被保険者を代表する委員 4名

被用者保険等の保険者を代表する委員 2名

欠席委員 8名

事務局 11名

1 開 会

情報公開の承認等

2 諮 問

3 会長あいさつ

4 市長あいさつ

5 欠席者の紹介

協議会成立の報告

6 議事録署名委員の氏名（2名）

櫻井芙美子委員、木内俊男委員

7 協議事項

（会 長）

協議事項の「（1）諮問の内容について」事務局より説明をお願いします。

なお、事務局には関連する内容ごとに区切って説明していただき、その区切りごとに委員の皆さんからのご意見やご質問等を伺いたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

（事務局）

○収支等の推計について資料の1ページから5ページまで説明

- ・収支等の推計は、昨年1月に財政健全化計画を策定した際にも行っているが、今回の諮問にあたり、あらためて推計を行った。
- ・1ページの国民健康保険の年度平均被保険者数は、平成28年度から平成33年度までの推計である。推計方法については、平成28年度は、過去の実績と今年度8月までの状況から推計を行った。また、平成29年度以降は、佐久市の総人口と65歳以上の人口及び、昨年策定された佐久市の人口ビジョンをもとに、人口等に占める国民健康保険の加入率に着目し、被保険者の総数を推計した。
被保険者の総数については、平成28年度から徐々に減じていくという状況である。65歳以上の前期高齢者については、平成33年度までは徐々に増加していくと推計している。国の推計と同様に、平成33年度までが前期高齢者の国保での人数が増加するピークになると考えている。
退職被保険者については、制度上、平成27年度から5年をかけて順次逡減していく。

・ 2 ページの年度別被保険者一人当たりの保険給付費は、4 つの費用から推計を行った。平成 28 年度については、7 月まで支払いが終わっているため、7 月までの保険給付費の支払い実績及び過去の実績を勘案し算出した。

平成 29 年度以降については、ここ数年は高い伸び率になるが、徐々に落ち着いてくると推計している。

・ 3 ページは、一人当たりの保険給付費に平均被保険者数を乗じて算出した、年度別保険給付費の推計額である。平成 28 年度から被保険者数が逡減しているため伸び率としても徐々に縮減していくと推計している。

平成 28 年度から平成 33 年度までには、金額としては 10 億円ほど、率としては 14.7%ほど増となる推計となっている。

・ 4 ページは、被保険者と給付費の推計を基にして、財政収支を平成 33 年度まで推計している。

国民健康保険税については、平成 28 年度は、既に納付書が発送されているため、その数値に基づき推計している。平成 29 年度以降は被保険者数が減少しているため、その分保険税も減少すると推計している。

税額については、税率等の改正を行わずに推移した場合で推計している。

療養給付費等交付金は、退職被保険者等に係る交付金であり、平成 27 年度から 5 年後の平成 31 年度には制度が終了となるため、減少となる。

前期高齢者交付金は、前期高齢者の人数と医療費の増加に伴い、増加すると推計している。共同事業交付金には、高額医療共同事業交付金と、保険財政共同安定化事業交付金がある。平成 30 年度から県での広域事業となることから、保険財政共同安定化事業は廃止となるため、平成 30 年度からは推計に見込んでいない。

一般会計繰入金については、一般会計からの基準外の繰入れの基準を策定しているため、保険給付費等の推計数値を繰入基準に当てはめ算出した。

保険給付費は、一人当たり 3.6%以上の伸びが平成 30 年度で終わる推計であることから、平成 31 年度以降は保険給付に係る基準外の繰入れを見込んでいない。

平成 31 年度・平成 32 年度については、退職者医療制度に関する基準外繰入れのみを見込んでいます。

平成 33 年度以降は、基準外繰入れを見込んでいない。

繰越金は平成 27 年度の決算において 1,800 万円ほど黒字になったため、平成 28 年度に計上している。

平成 29 年度・平成 30 年度については、前年度の決算が形式収支で黒字になる見込みであるため、前年度の繰越金として計上している。

歳出について、保険給付費は、先ほど説明したとおり。後期高齢者支援金は後期高齢者医療の医療費が増加しており、後期高齢者医療の制度上、医療費の 40%分は各保険者が負担することになっている。そのため、伸び率を勘案して逡増していくと推定している。

介護納付金は平成 27 年度に減額改定があったため、支出が減少した。平成 28 年度以降は、介護納付金の納税義務者も推計では徐々に減少するため、一人当たりの納付金単価は増加

を見込んでいるが、納税対象者の減により、全体として納付金の増減が見込まれる。

共同事業拠出金については、先ほど説明したとおり。

これら項目ごとに推計を行い、歳入から歳出を単純に引いた数値として緑色部分の歳入歳出差引額、形式収支を計算している。

青色で示してある単年度実質収支額については、歳入総額から財産収入、基準外の繰入金及び借入金、繰越金を控除し、歳出総額から基金積立金を控除した後に歳入歳出を差引して算出した、純粋な不足する額である。

黄色で示してある単年度実質収支額は、基準外繰入を控除しない（含めた）額である。

平成 28 年度については、単年度実質収支額が 1 億 8,000 万円の赤字となるが、基準外の繰入れを含めた場合、7,500 万円黒字になる。

・ 5 ページは基準外の繰入れを控除しない場合の推計である。

平成 28 年度からの単年度実質収支の累計は、基準外の繰入れを入れてもなお、平成 32 年度までで 11 億 5,000 万円ほど赤字となる状況が見込まれている。

基準外の繰入金は、歳入のなかに含まれているが、基準外の繰入金額の推計を下から 2 段目に抜き出して示してある。

平成 27 年度では、5 億 1,900 万円繰り入れている。

平成 28 年度から平成 32 年度までには、総計 7 億 9,300 万円が基準外で繰り入れられる推計になっている。

平成 27 年度からの総計では、13 億円ほどが繰入れとなる。

一人当たりの給付費の伸びの推計から、平成 30 年度まで給付費分の基準外の繰入れを、また平成 32 年度まで、退職医療制度と前期高齢者制度との交付率に着目した繰入れを見込み、平成 33 年度では基準外の繰入れは 0 になるとしている。

基準外繰入金の欄の下に、基金と繰越金を足した数を数値として示している。

その下の数値のグラフでは、予算規模が平成 26 年度から平成 27 年度、平成 29 年度から平成 30 年度と上下しているが、先ほど説明した共同事業によるもので、平成 26 年度から平成 27 年度については、制度変更があったため増加しているが、平成 30 年度以降においては、県への財政移管により保険財政安定化事業分が廃止となり、見込んでいないので、減少している。

(会 長)

ただ今、財政収支等の推計について事務局より説明がありました。

ここまでの説明で、ご意見・ご質問などがあれば、お出し下さい。

(委 員)

4 ページで財政の今後の見込み状況が示されているが、推計歳入では、平成 33 年度と平成 28 年度と比較して、約 18 億円減少するとなっている。歳出の合計がその減少値に対しかなり低い状況となっている仕組みが分からない。

(事務局)

大きく変化する事由としては、国民健康保険税が被保険者数の減少に伴い、1人当たりの調定額も減少することから、平成28年度と比較し1億7~8千万の減少を見込んでいる。

一番変化が大きいのは、療養給付費等交付金となっている。

退職医療制度に係る保険給付費等は、現状100%交付となっている。4年間かけて徐々に減少するため、4億9,000万円が平成32年度までに減っていく。一方で、退職者医療制度に係る被保険者については、国保の被保険者であることには変わりがなく、前期高齢者へ移行していく。前期高齢者の交付金については、増加しているが、前期高齢者の交付率は57~58%となっているため、同程度の率によって今後交付されるものと考えている。

また、一般会計の基準外繰入金は、保険給付費が一人当たり3.6%の伸び率を下回ると、繰入れは行われない基準となっているため、推計の範囲においては、平成30年度までは基準外の繰入れを行うものとして推計している。

歳出より歳入の不足が大きく影響している推計となっている。

(委員)

一般会計の歳入に基準外の繰入金は算入されているのか。

(事務局)

基準外の繰入金は、算入されている。

(会長)

他にご意見等がないようですので、事務局からの説明を続けてください。

(事務局)

〇6 ページの国保税率等改定に係る改定期期及び改定額（案）について説明

・はじめに前提としての考え方を4つ説明する。

1つ目は、単年度実質収支額については、歳入に既に導入している「一般会計からの基準外繰入れ」を含めて算出している。

2つ目は、「国保事業基金」については突発的な保険給付費の増加や想定外の収入減等へ対応するために取り崩すもので、過去の反省も踏まえ、税率等の上昇を抑えるための取り崩しは行わない。

3つ目は、「財政健全化計画」期間末（平成32年度まで）にトータル収支が均衡することとし、平成27年度に一般会計から借入した「1億9,000万円を返還する案と返還を考慮しない案」を提示することとする。

4つ目は、「財政健全化計画」期間中の3回見直しを行う予定（平成29、30、32年度）としていたが、国保財政の県移管に係る「標準税率」の提示が平成30年1月以降となり、十分な協議期間が確保できないことが予想されるため、平成30年度は税率等の見直しは行わず、平成31年度に行うこととする。

- ・案 1 は、一般会計からの借入金を返還する案であり、平成 32 年度までの単年度実質収支額は累計で 11 億 5,000 万円マイナスとなっており、改定による増収金額の累計は 13 億 5,000 万円となる見込みで、この差の約 2 億円で借入金を返還する案である。また、収納率は平成 27 年度の実績の 93.5%と見込んでいる。
なお、平成 29 年度の改定率は一人当たり 11.1%増、一世帯当たりに換算すると 9.0%増となる見込みである。
- ・案 2 は、収支均衡はとるが、一般会計借入金の返還は考慮しない案である。改定による増収金額の累計は 11 億 9,500 万円の見込みとなり、単年度実質収支額の累計 11 億 5,000 万円のマイナスに対して収支の均衡がとれる案である。平成 29 年度の改定率は一人当たり 9.8%増、一世帯当たりに換算すると 7.7%増となる見込みである。
案 1 は、健全化計画中はきつくなるが、平成 33 年度以降は、借入分を考慮しなくて済む。
案 2 は、平成 33 年度以降きつくなり、被保険者数が減っているのので、同じ 1 億 9,000 万円でも、一人当たりの負担は増すことになる。
- ・また、累計での収支はとれているが、どちらも単年度での収支はとれておらず、収支がとれるのは後年度になってしまう。

(会 長)

事務局から説明があったこの件については、一定の方針を出してほしいとのことですので、そのことを踏まえて、議員の皆さんからご意見がありましたらお願いします。

(委 員)

案が 2 つ出ているが、案 1 で見ると財政健全化計画中に平成 29 年度に 11.1%、平成 31 年度に 11.1%で 22%上げるという理解でいいのか。

(事務局)

税率改定した上で各々 11.1%なので、単純に足して 22%になるかは分かりかねるが、お示した案であれば、歳入歳出の収支がとれる見込みということである。

(委 員)

確認だが、一般会計からの基準外の繰入れを考慮した上で、20%以上の改定しなければならぬ実態ということか。

また、一般会計からの基準外の繰入れを行っている自治体が全国で 50%以上あり金額にして 3,000 億円ある状況である。

佐久市でも十分考えてもらわないといけないと考える。

(事務局)

改定の算定にあたっては、昨年度策定した「一般会計からの基準外の繰入れ」の基準に基づく繰入を見込んでいる。

(事務局)

捕捉であるが資料の 5 ページの表に平成 27 年度の基準外繰入金額及び平成 28 年度以降の推計を示してある。

平成 29 年度は 2 億 6,000 万円となり、先に示した案 1 の平成 29 年度改定による増収額の見込は 2 億 2,700 万円である。すなわち、それを上回る一般会計からの基準外の繰入れがあることになり、1/2 以上の補てんがあるとも言えるのではないか。

(会 長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

4 ページであるが、昨年度に財政健全化計画を策定した際の収支推計よりも、平成 27 年度に税率改定を行ったことと、国で総額 1,700 億円の支援があり、佐久市では 1 億 2,000 万円の支援が保険基盤安定繰入金として支援され、これにより 3 億円ほどマイナスが縮減されている。これに加え、一般会計からの基準外の繰入れを措置したため、平成 27 年度は約 1,800 万円黒字となっている。

なお、一般会計からの繰入れや基金の取り崩しは、その一時の収支はとれるが、今後それが続くことはなく、段階的に税率改定が必要であると考えている。また、基準外の繰入れをすることで、改定率を抑えることはできると考えている。

(会 長)

よろしいでしょうか。

案 1、案 2 について事務局案があれば、提案をお願いしたい。

(事務局)

事務局からは、案 1 を提案させていただきたい。

一般会計からの借入金は、基本的には現在の保険給付費に係る不足分であるため、案 2 では税負担が後年度に回ってしまう。

また早い時期に税率改定をすることで負担が若干大きくなるが、後年度の急激な医療費の増や税収入の減にも対応できると考えている。

なお、平成 33 年度の改定額及び一人当たりの改定率も案 1 の方が少なく済む。

(会 長)

事務局からの提案に対し、お諮りします。平成 29 年度の改定額は、案 1 のとおりということによろしいでしょうか。

(委 員)

案 1、案 2 によらない方法はないのか。

税率改定をしないで対応する方法はないのか。

(事務局)

一般会計からの基準外の繰入れについては、昨年度に運営協議会にもお諮りし、基準を設け行っている現状の中で、その基準を曲げて、不足分をさらなる一般会計からの基準外の繰入れを行うことはできないものとする。

その他に案があれば提案いただきたい。

(委員)

案があれば、次回の協議会で提案したい。

(会長)

この段階では一般会計からの借入を返還する案をとるのか、返還を考慮しない案をとるのかの方向性を協議会で示したと思いますが、いかがでしょうか。

ご意見等なければ、事務局提案の案1をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

今後も細かい検討のなかで修正するような意見を出していただきたいと思います。

これまでの方向としては、皆さんの多数の賛同を得たとして、案1を進めたいと思います。事務局から続けて説明をお願いします。

(事務局)

○7 ページからの国保税の内訳について説明

- ・国保税は「医療費等分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の3つから構成されており、それぞれの項目で収支をとることが必要である。
- ・まず、介護納付金分は「歳出」として、「介護納付金」があり平成28年度は5億5,400万円と推計している。平成29年度以降の単価は上がる見込みであるが、対象被保険者(40歳から64歳まで)が減少することから若干減少するものと考えている。
財源である「歳入」は、国保税を含めた推計をしており、平成28年度は4億9,400万円で6,000万円ほど不足し、平成29年度以降はこの不足分が徐々に増えていく見込みである。
また、昨今新聞等の情報では、政府は、介護関係従事者の給与(介護報酬)の増を検討しているとの報道があるので、この分を加味して単価の増を見込んでいる。
介護納付金分については、歳出に見合う歳入の確保ができないことが見込まれる。平成27年度の税率改定時も、段階的に歳入不足を解消するとして不足額の半分程の解消を目

途として行った。平成 29 年度の改定では、歳入不足見込額により改定を行うが、年齢が特定され、医療費等分に上乗せとなることから、負担を考慮した次の 2 つの案を提示させていただく。

- ・案①は、6,000 万円増額を行うと平成 32 年度までに 3 億 4,500 万円の増収が見込まれ、歳入歳出の不足額を少し上回ることができる。後年度の改定額が楽になると思われる。
- ・案②は負担増を考慮し、6,000 万円の半分の 3,000 万円の増収額と見込んでいるが、平成 32 年度までには不足が解消できず、平成 33 年度以降の収支の差も広がっていくため、案①と比べて後年度の改定額が大きくなる見込みである。
- ・8 ページの後期高齢者支援金分は、歳入超過となっている。医療費等分と対象者が同じことから、平成 29 年度は、収入に係る改定は行わず、超過分は医療費等分の不足分に補てんすることとする。
- ・医療費等分は、介護納付金分の収支の不足分について行い、後期高齢者支援金分は改定を行わないことから、国保税増収総見込額から、介護納付金分の増入見込額（6,000 万円又は 3,000 万円）を差し引いた額を増収額とさせていただきたい。
- ・9 ページの改定額の案はそれぞれを表にしたものであるが、案 1-①：借入返還考慮の介護分収支均衡（6,000 万円）、案 1-②：借入金返還考慮の介護分 1/2（3,000 万円）、案 2-①：借入金返還考慮せず介護分収支均衡（6,000 万円）、案 2-②：借入金返還考慮せず介護分 1/2（3,000 万円）になる。

一人当たり改定増額分は、増額調定額全体を推計の被保険者数で割ったものの単純平均で、介護納付金分が課税される方とされない方でそれぞれ示してある。

(会 長)

これについても一定の方向性を出したいと思いますので、委員の皆さんからご意見ご質問をお願いします。

(委 員)

一人当たりは単純に被保険者数で割っているだけで、税の軽減分を加味しているのか。

(事務局)

ご指摘のとおり、調定改定額を被保険者数で割っている数値である。

国保税の 4 つの項目、所得割、資産割、均等割、平等割の協議をしていただくなかで、7・5・2 割軽減の見込額等も決まってくるので今後、さらに詳しい協議をお願いするなかで、7・5・2 割軽減を加味した資料もお示しできればと思う。

(委 員)

ここでの改定額は最低限ということでもいいのか。

(事務局)

一人当たりの平均調定ベースである。所得等に応じてのものは、次回お示ししたいと考えている。

(委員)

軽減分が加算され、必要額は決まっているのではないか。

(事務局)

軽減分は加味されていない。最大額で割っている。

改定額は軽減額を考慮していないので、改定後の課税計算で軽減を受けられる方もいる。

最大での一人当たり改定額と考えていただきたい。

また、軽減分が増えれば、保険基盤安定繰入金で補てんされる。

(委員)

これだけ収入が必要であるとして値上げをする計算にしていると思うが、軽減分については足りなくなり、必要額を満たさないのではないか。

(事務局)

軽減分が増えれば、現在一人当たり 11.1%の改定率と見込んでいるが、これが 10%を切ってくる可能性もある。

また、7・5・2軽減となった分は保険基盤安定繰入金で補てんとなる制度となっている。

(会長)

細かい内容については次回にも説明があると思われるので、概ねの内容を理解して方向性を出したいと思います。

先ほど、最初の方向性が出ましたので、案1の①、②に着目してご意見ということによろしいでしょうか。

特にご意見なければ、事務局の考えをお願いします。

(事務局)

理想を申し上げれば、案1-①でお願いしたいが、先ほど9ページでご説明したとおり、一人当たりの調定ベースで介護分を課税される方がその他の方の倍の改定になってしまうこと等を考慮すると、案1-②がいいのではないかと事務局では考えている。

(会長)

事務局とすると案1-②でいかがかとのことです。

お諮りします。提案のとおり介護分は案②にすることについて、ご異議がありましたら、お願いいたします。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、改定の総額及び介護分の改定額は、案1-②ということで決定いたしますので、よろしくお願いします。

時間がまだあるようですので、事務局から何かありますか。

(事務局)

資料を配るので、しばらくお待ちいただきたい。

(会長)

次回の準備資料ということで説明をお願いします。

(事務局)

○次回の協議会で協議する予定の資料について説明

- ・先ほど改定額に関しては一定の方向をお示しいただいたので、国保税の内訳の説明になる。
- ・標準的な内訳については、地方税法第703条の4に規定され、2方式から4方式までを選択でき、佐久市では4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）を採用している。
この4方式の標準割合は、基礎分（医療費等分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれで所得割40%、資産割10%の応能割で50%、均等割35%、平等割15%の応益割で50%となっている。
- ・平成27年度の税率改定時の市の考え方3点を確認すると、1点目が低所得世帯への配慮として応能割の割合を標準割合50%から55%とし、所得の有無にかかわらず課税される資産割を原則据え置いた。
2点目は多人数世帯への配慮ということで応益割合中の均等割額を標準割合より下げることによって、被保険者一人当たりの負担を少なくした。
3点目は現行税率の不均衡の是正とし、県より指導を受けていた後期高齢者支援金分の応能割、応益割を見直した。また、介護納付分の必要額の半分程度不足額を埋めた。
これらの結果、現行では基礎分（医療費等分）については、所得割49%、資産割6%、均等割27%、平等割18%となっている。
- ・次ページで税率の課税割合については4つの案を提示させていただきたいと考えている。
- ・案①は現行の構成割合（49%、6%、27%、18%）どおり行っていく方法。
- ・案②から④は法に定める標準的な割合応能応益50：50に近づける案。所得に左右される不安定な状況が生まれる所得割の割合を下げ、確実に収入を得る方法として応益の割合に少しシフトさせることで財政的な安定を図りたい。
なお、すぐに標準的構成割合50：50にすると変動が激しいため、所得割の2%分を応益

割にシフトさせるように留めてある。

- ・案②から案④、所得割の 2%分を均等割に 2%、均等割と平等割それぞれに 1%、平等割に 2%とそれぞれ割振りをしたものになる。
- ・昨年度、平成 27 年度の国保税課税に際して、平成 26 年中の所得が豪雪災害の影響で農業所得が大きく落ち込み課税額に影響を与えたため、所得に左右される所得割の割合を応益にシフトさせることで安定的な税が確保できるのではないかと考える。
- ・次ページに 19 市の税率と医療費等分の応能、応益の構成比を示してある。
佐久市の現行の税率と順位を示してあり、均等割、平等割はどの区分でも比較的安く、所得割は若干高めとなっている。
医療費等分の応能、応益の状況はそれぞれの市の特徴が出ており、応能割が高いところでは、岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市は 60%を超えている、一方で応益割が高いところは須坂市、小諸市、大町市が挙げられる。

(会 長)

次回の協議の内容について準備説明をしてもらいました。

続きまして、「(2) その他」について事務局で何かあればお願いします。

(事務局)

○税率改定に係るスケジュールの説明

- ・10 ページのスケジュール表のとおり説明。

(会 長)

本日、欠席の委員が多くいるので、次回以降の運営協議会の日程等を早めに通知いただければありがたいです。

また、市民説明会については昨年度周知期間が短かったという反省点があるので、市民の皆さんに十分周知してのちに説明会をもてるよう配慮をお願いしたい。

委員の皆さんから何かありますか。

以上を持ちまして協議事項を終了します。

次第の「7 その他」について事務局からお願いします。

(事務局)

議事録署名について、指名のあった、櫻井委員、木内委員におかれましては、今後、議事録をまとめたのち、本日出席の委員の皆さんに確認後、署名をお願いしたい。

また、先般ご通知申し上げた、10 月 14 日金曜日に安曇野市で国保運営協議会委員の研修会が開催されますので、出席のご連絡をいただいております、8 名の皆様には改めてご通知しますが、よろしくをお願いしたい。

(会 長)

他に何かありますか。

特にないようですので、本日の日程については全て終了しました。

司会進行を事務局にお返しします。

8 閉 会

- ・市民健康部長お礼

議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。